

三戸町農業経営改善計画認定要領

制 定 平成28年 7月21日

最終改定 令和 2年 5月 1日

(目的)

第1 この要領は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条から第13条に規定する農業経営改善計画認定制度の実施について、法及び農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「要綱」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定める。

(認定農業者制度の趣旨)

第2 認定農業者制度は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画（以下「経営改善計画」という。）を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者（以下「認定農業者」）に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

(認定対象者)

第3 三戸町（以下「町」という。）が認定する対象者は、町内において農業経営を営み、又は営もうとする者（個人及び農業法人（法人化の手続きを開始している場合を含む。））であって、経営改善計画を作成して認定を受けることを希望する者であり、町内に現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができるものとする。

2 次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による経営改善計画の認定の共同申請を認めるものとする。

(1) 認定申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む。）であること。なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とする。

(2) 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

(3) 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

(認定要件)

第4 次に掲げる場合に、経営改善計画の認定を行うものとする。

(1) 三戸町基本構想に照らして適切なものであること。

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

また、その際の具体的な認定基準は要綱別紙4に掲げるとおりとする。

2 経営改善計画の認定申請書が受理された場合、概ね1ヶ月以内に認定の可否を通知するも

のとする。

(認定申請)

第5 経営改善計画の認定を申請する者（以下「認定申請者」という。）は、農業経営改善計画認定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を作成し提出するものとする。

2 再認定を希望する認定申請者は、旧計画の実践結果について、専門家からの助言等も受け、旧計画の達成状況について、適切な分析と課題の把握を行い、有効期間が途切れることがないように認定満了日の2ヶ月前までに新たな経営改善計画（以下「新計画」）を作成し、申請書を提出するものとする。

3 町は、前項の認定申請があったときは、三戸町における個人情報の取り扱い方法等を説明した上で、様式第2号により、その内容等を関係機関等へ提供すること等について、あらかじめ同意を得るものとする。

(認定審査)

第6 経営改善計画の認定に当たって、必要に応じて、農業者等及び税理士、中小企業診断士等の専門的な知識を有する者から公平性に留意し、様式第3号にて意見を聴取することができるものとする。なお、認定申請者（法人の場合はその構成員を含む）は意見聴取等を行う第三者になることはできないものとする。

2 再認定においては、旧計画の内容とその達成状況等を踏まえて、新計画の実現可能性を総合的に検討した上で、新たな経営改善計画の認定の可否を判断するものとする。

3 認定申請を受けて、その内容が認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由を当該認定申請者に、農業経営改善計画却下通知書（様式第4号）にて通知するものとする。なお、認定申請者に通知する却下の理由は、第4（1）～（3）に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載するものとする。

(認定の通知)

第7 経営改善計画の認定を行ったときは、農業経営改善計画認定書（様式第5号）により、認定申請書の写しを付して認定した旨を当該認定申請者に通知するとともに、認定申請書の写しを付してその旨を三戸町農業委員会、青森県、農地中間管理機構その他関係機関に通知するものとする。

2 都道府県知事又は農林水産大臣から認定の通知を受けたときは、その旨を三戸町農業委員会その他の関係機関に通知するものとする。

(認定の期間)

第8 経営改善計画の有効期間は、当初認定日から起算して5年とする。また、計画を変更した場合の有効期間は、当初認定した計画の有効期間の終期までとする。

2 有効期限の満了日以前に再認定の手続きを行った場合には、新計画の有効期間は、原則として旧計画の満了日の翌日から適用するものとする。

(経営改善計画の内容変更)

第9 有効期間内において認定農業者が経営改善計画の変更しようとするときは、変更に係る農業経営改善計画認定申請書（様式第1号）を作成し、認定を受けるものとする。なお、その際の認定は、第5から第8の規定を準用するものとする。

（認定の取り消し）

第10 認定農業者が、認定の有効期間の途中にあつて、認定基準を満たしていないこと、または認定基準を満たす見込みがないことが明らかになった場合は、あらかじめ様式第6号により、第三者に認定の取り消しに関する意見を聴いた上で、要綱第5第6項の規定に基づき手続を行うものとする。なお、その際の意見を聴取する第三者は第6の規定を準用するものとする。

2 前項の規定による認定の取り消しをしたときは、農業経営改善計画認定取消通知書（様式第7号）により、取り消した旨及び取消しの理由を当該認定農用者に通知するとともに、取消通知書の写しを付して、三戸町農業委員会その他関係機関に通知するものとする。

（認定の取り下げ）

第11 認定農業者は、認定を取り下げようとするときは、農業経営改善計画認定取下げ申出書（様式第8号）を提出するものとする。

（補則）

第12 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この運用は、平成28年 7月21日から施行する。

この要領は、平成30年12月13日に一部改定施行する。

この要領は、令和 2年 5月 1日に一部改定施行する。

(備考)

- 1 本申請書に記載された内容は、農業経営基盤強化促進法第30条の2の規定に基づき、国（農林水産大臣）、都道府県、市町村及び農業委員会が、同法の施行に必要な限度で、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することがある。
- 2 夫婦、親子等が共同で一の農業経営改善計画の認定を申請する場合には、申請者欄の「個人・法人名」欄に全員の氏名、フリガナ及び生年月日を連記する。
- 3 申請者の氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 ①の「(2) 農業経営の現状及びその改善に関する目標」欄は、農畜産物の生産及び農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に係る所得について、現状及び5年後の目標を「年間所得」欄に記載する。また、年間労働時間については、農畜産物の生産及び農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に係る労働時間について、現状及び5年後の目標を「年間労働時間」欄に記載する。
- 5 「②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア (2)の「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業(売上げ)」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1)農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2)農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3)農業生産に必要な資材の製造、作業受託、(4)農泊、農業体験事業等について記載する。
 - イ (3)の「ア 農用地」及び「イ 農業生産施設」欄には、申請者の農業経営上重要と考えられる農用地及び農業生産施設を記載する。
 - ウ (3)アの「その他」欄には、特定作業受託(作目別に、主な基幹作業(水稻にあっては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業を受託することをいう。)を行う農地((1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。))の面積のみを記載する。
 - エ 「経営面積合計」欄には、「所有地」欄、「借入地」欄及び「その他」欄の面積の合計を記載する。
- 6 「③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置」欄には、農用地の利用条件(ほ場の区画の大きさ、団地化)、作目・部門別合理化の方向その他の生産方式の合理化について、現状、目標及びその達成のための措置を記載する。
- 7 「④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置」欄には、簿記記帳等の会計処理、経営内役割分担、経営の法人化等について、現状、目標及びその達成のための措置を記載する。
- 8 「⑤農業従事の態様等の改善に関する現状と目標・措置」欄には、人材確保に向けた就業規則等の整備、相続・経営継承に関する取組等について、現状、目標及びその達成のための措置を記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 9 「⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置」欄には、農業近代化資金等の制度資金の融資を受けることを予定する場合には、予定年度、予定資金、予定貸付額等を記載する。
- 10 農業経営基盤強化促進法第12条第3項に規定する措置(関連事業者等が申請者の農業経営の改善のために行う措置)を記載する場合には、「⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置」欄に記載する。この場合、以下の点に留意すること。
 - ア 同法第14条第1項の規定による出資の特例を活用するため、当該措置として関連事業者等による出資を記載する場合には、出資する者の氏名又は名称、出資する者ごとの出資の額及び比率、出資する者が権利を有している経営農地が所在する市町村の名称を記載する。
 - イ アに加え、同法第14条第2項の規定による役員の仕事日数の特例を活用するため、親会社の役員を申請者の役員として兼務させる場合には、当該親会社の名称、当該親会社が同法第12条第1項の認定を受けた市町村等の名称、当該親会社が権利を有している経営農地が所在する市町村の名称、本特例の対象とする兼務役員の名、当該兼務役員の親会社における農業従事日数及び子会社における農業従事日数を記載する。
- 11 「(参考) 経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事時間等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年以内に離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年以内に経営に参画する見込みの者についても記載する。
 - ア 「氏名(法人経営にあっては役員の名)」欄には、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の名を記載する。
 - イ 「代表者との続柄(法人経営にあっては役職)」欄には、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

様式第2号（第5、9関係）

農業経営改善計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名、押印願います。

三戸町は、農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、三戸町は、本認定業務のほか、人・農地プランの作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①認定農業者の氏名（法人にあつては名称及び代表者名）及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、農業経営相談所 等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

氏名（名称・代表者）

印

様式第3号（第6関係）

番 号
年 月 日

殿

三戸町長 印

農業経営改善計画の認定に関する意見について（照会）

下記の者から認定申請のあった農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13の2第3項の規定に基づき、貴殿の意見を別添様式により回答くださるようお願いします。

記

1 認定申請者

氏 名	認定申請日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

2 農業経営改善計画認定申請書

別添のとおり

(別添様式)

番 号
年 月 日

三戸町長 殿

名称
代表者職氏名 印

農業経営改善計画の認定に関する意見について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

氏 名	認定の 適 否	認定が適当でないとする理由
	適・否	

注) 別葉での回答可

様式第4号（第6関係）

番 号
年 月 日

様

三戸町長 印

農業経営改善計画却下通知書

年 月 日付けで認定申請のあった農業経営改善計画は、下記の理由により農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第4項に掲げる要件に適合しないと判断し、申請を却下します。

記

1 却下の理由

農業経営改善計画認定書

様

あなたから 年 月 日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項（第13条第1項）の規定により、適当であると認定します。

三戸町長

印

認定番号： 一 号
認定日： 年 月 日
認定の有効期間： 年 月 日まで

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して「令2-1」のように記載する。
- 2 当初認定の場合にあつては、本文の「（第13条第1項）」は削除する。変更認定の場合にあつては、表題の次に「（変更）」と記載する。

様式第6号（第10関係）

番 号
年 月 日

殿

三戸町長

印

農業経営改善計画の認定取消しに関する意見について（照会）

年 月 日付けで認定した農業経営改善計画の認定取消しについて、貴殿の意見を別添様式により回答くださるようお願いいたします。

記

- 1 認定番号： 一 号
- 2 認定日： 年 月 日
- 3 認定の有効期間： 年 月 日まで
- 4 認定取消日： 年 月 日
- 5 取消理由：

(別添様式)

番 号
年 月 日

三戸町長 殿

名称
代表者職氏名 印

農業経営改善計画の認定取消しに関する意見について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

- 1 認定番号
 — 号
- 2 認定取消しの適否
 適 ・ 否
- 3 認定の取消しが適当でないとする理由

番 号
年 月 日

様

三戸町長

印

農業経営改善計画取消通知書

年 月 日付けで認定した農業経営改善計画は、下記の理由により取消事由に該当しますので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第2項の規定に基づき、認定を取り消します。

記

- 1 認定番号： 一 号
- 2 認定日： 年 月 日
- 3 認定の有効期間： 年 月 日まで
- 4 認定取消日： 年 月 日
- 5 取消理由：

なお、この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による取消訴訟を提起することができます。

審査請求ができる期間及び取消訴訟を提起することができる期間は次のとおりです。

（1）行政不服審査法の審査請求ができる期間

原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月又は当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき。

（2）行政事件訴訟法の取消訴訟を提訴することができる期間

原則として、当該処分があったことを知った日から6か月又は当該処分の日から1年を経過したとき。

年 月 日

三戸町長 殿

申出者 住所

氏名<名称・代表者>

印

農業経営改善計画認定取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で認定された農業経営改善計画について、下記の理由により認定を取り下げたいので申し出ます。

記

- 1 認定番号： 一 号
- 2 認定日： 年 月 日
- 3 認定の有効期間： 年 月 日まで
- 4 取下げ理由：